

資源物戸別収集について
答申案(中間のまとめ)

平成 30 年 10 月

西東京市廃棄物減量等推進審議会

はじめに

西東京市廃棄物減量等推進審議会は、平成 30 年 5 月 23 日に「資源物の戸別収集の検討について」の諮問を市長から受けて審議を開始した。

西東京市では、平成 19 年 9 月から可燃・不燃ごみの戸別収集、また同年 10 月からは、プラスチック容器包装類の資源化と戸別収集を開始して 10 年以上が経過し、都市計画道路や宅地開発等も進み、当初設定時の収集ルートに誤差が生じている。

この状況を踏まえて、平成 29 年度に可燃・不燃ごみ、プラスチック容器包装類の収集区域と収集経路の最適化事業を実施した。

また、平成 29 年 3 月に改定見直しを行った、一般廃棄物処理基本計画の中の行政における方策で、平成 33 年度までに資源物の戸別収集について検討することとしている。

こうした観点から、本審議会では、「資源物の戸別収集の検討について」審議を重ね、答申案（中間のまとめ）を取りまとめたので、ここに提言する。

今後、幅広く市民の皆様からご意見を頂いた後、審議会において審議を行なった上で、答申に盛り込んでまいりたいと考えている。

1. 資源物戸別収集の必要性

西東京市一般廃棄物処理基本計画において、資源物の戸別収集の検討が位置づけられている。

資源物の戸別収集を実施することにより、家庭ごみの分別の向上と資源化の促進、高齢化の進展に伴う排出困難者対策等の市民サービスの向上、置きカゴによる飛散事故防止等に向けた取組みが推進される。

さらに、資源物の排出者責任が明確化されことにより不法投棄が減少するとともに、これまで使用していたカゴが道路上からなくなることで、まちの美観が創出されることとなる。

これらの理由から、本審議会は、早期に資源物の戸別収集を検討する必要があると考える。

2. 資源物戸別収集のメリット・デメリットについて

<集積所収集>

□メリット

- ・近隣で集まって出すため、地域コミュニティーの醸成が図られる。
- ・拠点収集なので効率的に収集できる。

□デメリット

- ・カゴが常時置いてあるので風等で飛散する可能性がある。
- ・高齢者が重い古紙等を運べず家にためてしまう。
- ・自分の家の前に資源置き場を設置したくないので集積所が決まらない。
- ・排出者責任が明確にならないことから、分別意識が希薄になり、異物が混入してしまう。
- ・不法投棄が多くなる。

<戸別収集>

□メリット

- ・高齢者等が重い古紙類を集積所まで運ぶ手間がなくなる。
- ・資源物が排出しやすくなることで、分別意識が高まる。
- ・可燃ごみ・不燃ごみの減量につながる。
- ・戸別収集により、異物の混入が軽減される。
- ・資源物（特に古紙）の排出量の増加が見込まれる。
- ・カゴが道路上からなくなるので、まちの美観が良くなる。
- ・不法投棄が減少する。
- ・戸別収集により近隣トラブル（家の前に集積所を作りたくない等）がなくなる。

□デメリット

- ・地域のコミュニティー意識が希薄になる。
- ・集団回収団体の減少が見込まれる。
- ・戸別収集により収集台数が増車となる。

3. 各市の状況について

資源物の戸別収集を現在、行っている自治体は表1にある通り19市、集積所で収集している自治体は西東京市も含め7市である。

表1

26市における資源物の収集状況	
市名	収集方法
八王子市	戸別収集
立川市	戸別収集
武蔵野市	戸別収集
三鷹市	戸別収集
青梅市	戸別収集
府中市	戸別収集
昭島市	戸別収集
調布市	戸別収集
町田市	集積所収集
小金井市	戸別収集
小平市	集積所収集
日野市	戸別収集
東村山市	戸別収集
国分寺市	戸別収集
国立市	集積所収集
福生市	戸別収集
狛江市	戸別収集
東大和市	集積所収集
清瀬市	集積所収集
東久留米市	戸別収集
武蔵村山市	集積所収集
多摩市	戸別収集
稲城市	戸別収集
羽村市	戸別収集
あきる野市	戸別収集
西東京市	集積所収集

4. 資源物各品目の収集回数について

資源物の品目別収集回数については集積所収集から戸別収集に変更することに伴い、**表 2**の各市の収集回数と**表 3～6**収集量の推移を参考にし、各品目の収集回数を変更するものとする。

【各品目別収集回数表】

品 目	現 在	戸別収集後
びん	1回／週	1回／2週
缶	1回／週	1回／2週
ペットボトル	1回／週	現在と同様
古紙・古布類	1回／週	1回／2週
金属類	1回／4週	現在と同様
小型家電	1回／4週	現在と同様
廃食用油	1回／4週	現在と同様

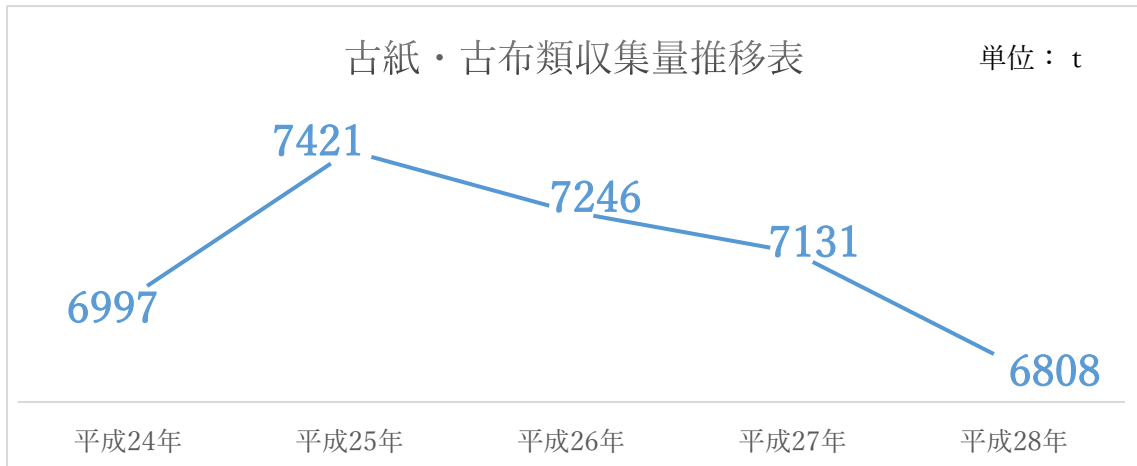
表 2

市 名	古紙・古布	市 名	びん	市 名	かん	市 名	ペットボトル
武蔵野市	週1回	東久留米市	週2回	武蔵野市	週1回	立川市	週1回
三鷹市		立川市	週1回	昭島市		武蔵野市	
昭島市		武蔵野市		調布市		青梅市	
調布市		昭島市		東村山市		昭島市	
小金井市		調布市		東久留米市		東村山市	
狛江市		東村山市		多摩市		東久留米市	
東久留米市		多摩市		稲城市		多摩市	
羽村市		稲城市		羽村市		稲城市	
府中市		羽村市		府中市		府中市	
国分寺市		府中市		日野市		2週1回	
福生市	2週1回	日野市		2週1回	国分寺市	2週1回	福生市
八王子市	月2回	国分寺市	福生市		八王子市		月2回
立川市		福生市	立川市	立川市	三鷹市		
東村山市		八王子市	三鷹市	三鷹市	青梅市	月2回	
多摩市		三鷹市	青梅市	青梅市	小金井市		
稲城市		青梅市	小金井市	小金井市	狛江市		
あきる野市		小金井市	狛江市	あきる野市	あきる野市		
青梅市		狛江市	あきる野市	あきる野市	日野市	4週1回	
日野市		月1回	あきる野市	あきる野市	国分寺市	該当なし	
西東京市	2週1回	西東京市	2週1回	西東京市	2週1回	西東京市	週1回

(1) 古紙・古布類

近年新聞の購読部数の減少や、ペーパーレスで新聞、雑紙の量は減少しているが、インターネット等の通信販売のダンボールは増加している。しかし表3の通り増加量より減少量が大きいため現在の週1回の収集から2週間に1回の収集に変更するものとする。

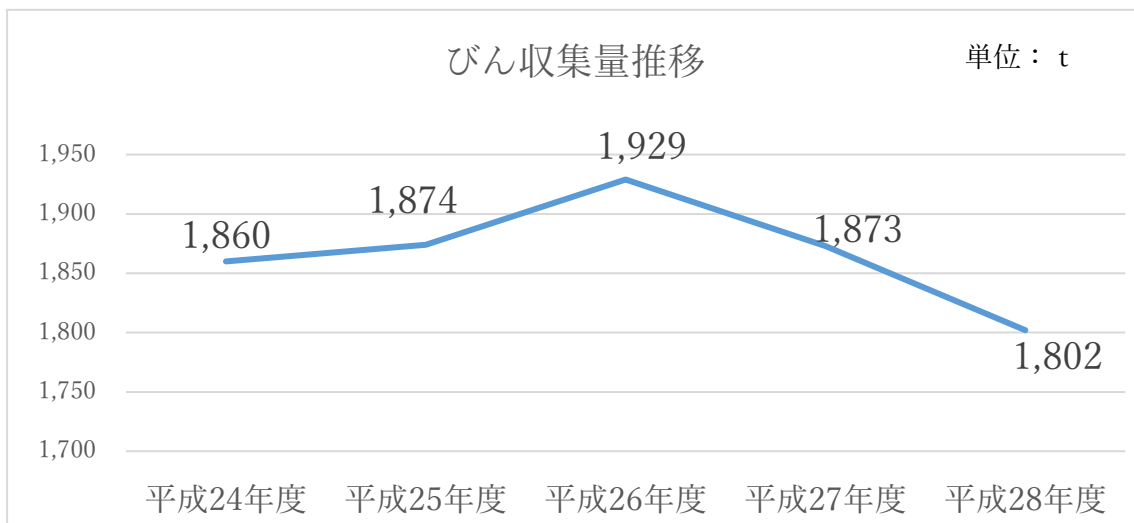
表 3



(2) びん類

びん類についてはびんからペットボトルへ素材が変更していることもあり、表4の通り減少傾向にあるため週1回の収集から2週間に1回の収集に変更するものとする。

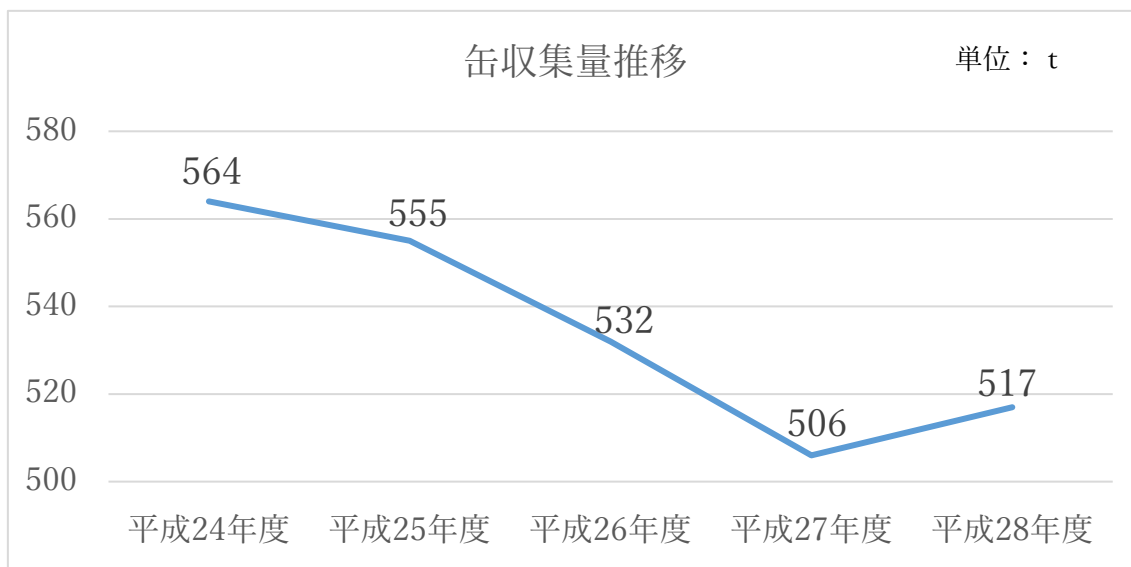
表 4



(3) 缶類

缶類についても缶からペットボトルへ素材が移行していることもあり、**表 5**の通り減少傾向にあることから週 1 回の収集から 2 週間に 1 回の収集に変更するものとする。

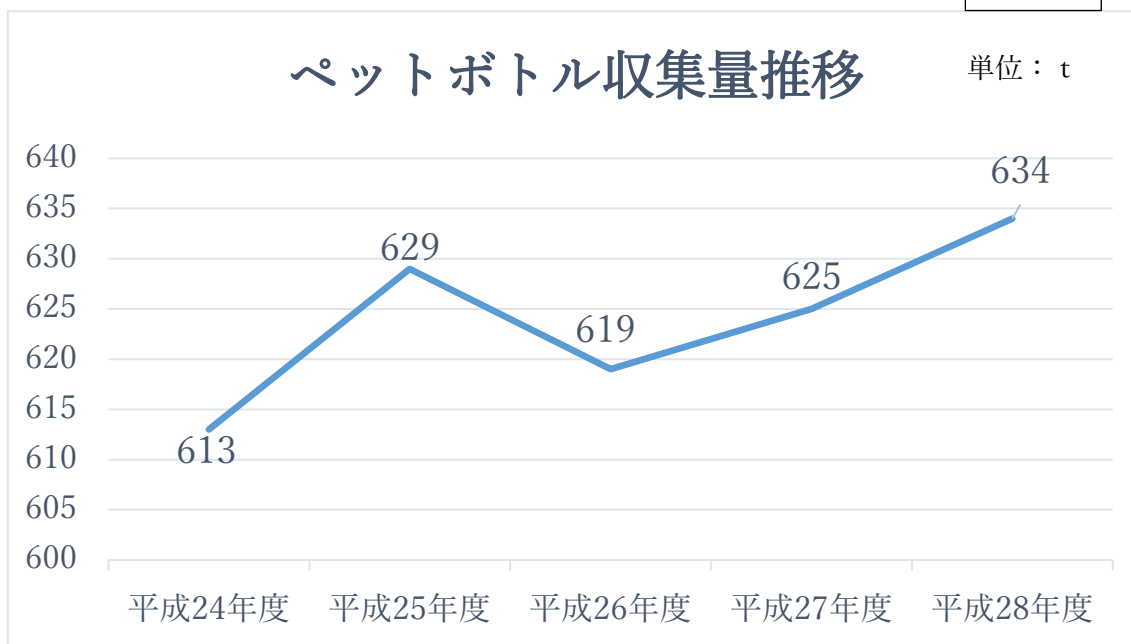
表 5



(4) ペットボトル

ペットボトルについては、びんや缶の素材からの移行もあり、**表 6**の通り収集量が増加し続けているため、現状の週 1 回の収集とするものとする。

表 6



(5) 金属類・廃食用油・小型家電

金属類・小型家電・廃食用油については、現状の4週間に1回とする。

また、この3品目の収集回数を減少させてしまうと、不燃ごみに混入されることが予想されるため現状の収集回数とするものとする。

5. 各品目別資源物の出し方について

資源物の出し方については、レジ袋等の袋出しにすると不燃ごみの量が増えることと、レジ袋の削減につながらないため、カゴで出す方法とする。

カゴの種類については、中身の見えるフタのないカゴとする。

また、小型家電・廃食用油についてはカゴではなく、そのまま出すこととする。

各品目別の出し方については 表 7 のとおりとする。

表 7

品 目	出し方
びん	フタのないカゴで出す
缶	フタのないカゴで出す
ペットボトル	フタのないカゴで出す
古紙・古布類	紐で縛るか紙袋で出す
金属類	フタのないカゴで出す
小型家電	そのまま出す
廃食用油	フタの閉まる容器に入れて出す。

6. 収集曜日と区域について

収集については収集ルート最適化を実施し、世帯数を勘案した地域割りとする。

7. 資源物集積所の継続利用について（特例措置）

原則は戸別収集とする。

ただし、以下の条件を満たしていれば、手続きをすることで、現在の集積所収集を継続することが出来る。

- (1) 3軒以上でグループを組めること
- (2) 3方ブロック囲いまたは、敷地内にカゴが収められること
- (3) 私有地であること

- (4) 利用者全ての承認が得られること
- (5) カゴを使用者全員で管理できること
- (6) 戸建て住宅であること

また、カゴについては、継続する集積所及び集合住宅において、1回限りでカゴを譲渡することが出来るものとする。

8. 集合住宅の対応について

資源物戸別収集に伴い、集合住宅においては、管理形態により様々な排出方法があるため、今後、何らかの方策を検討する必要がある。